

青森県報

号外第二号

令和五年
一月二十一日
(土曜日)

目次

告 示

○家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜の種類等の指定の解除……………(畜産課) ……

○家畜伝染病のまん延を防止する規制の解除……………(同) ……

告 示

青森県告示第三十二号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために令和四年十二月十五日青森県告示第六百六十六号をもって青森県家畜伝染病まん延防止規則(昭和五十年四月青森県規則第十九号)第三条第一項の規定により指定した次に掲げる家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域について、当該指定を解除するので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

二 指定家畜等の移動及び移出の禁止区域

移動の禁止区域

三沢市大字三沢字庭構、富崎一丁目、二丁目、谷地頭一丁目、二丁目、三丁目、

四丁目、朝日一丁目、大字三沢字浜通、織笠一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、越下一丁目、塩釜一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、高野沢一丁目、二丁目、八幡一丁目、二丁目、六川目六丁目、七丁目、八丁目、新森一丁目、二丁目

青森県告示第三十三号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則(昭和五十年四月青森県規則第十九号)第六条第一項の規定により令和四年十二月十五日青森県告示第六百六十七号で規制した次に掲げる区域等について、令和五年一月二十一日その規制を解除したので、同条第四項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和五年一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 規制されていた区域

三沢市大字三沢字庭構、富崎一丁目、二丁目、谷地頭一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、朝日一丁目、大字三沢字浜通、織笠一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、越下一丁目、塩釜一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、高野沢一丁目、二丁目、八幡一丁目、二丁目、六川目六丁目、七丁目、八丁目、新森一丁目、二丁目

二 規制されていた期間

令和四年十二月十五日から令和五年一月二十日まで

三 規制の内容

- 家畜(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥に限る。以下同じ。)の品評会等の家畜を集合させる催物を開催することの禁止
- 食鳥処理場又はGPセンターの事業を行うことへの禁止
- ふ卵をすることへの禁止

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円